

25 日 獣 発 第 119 号
平成 25 年 7 月 17 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

台湾における野生動物の狂犬病の発生について

このことについて、平成 25 年 7 月 17 日付け事務連絡をもって、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり通知があったので、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、7 月 16 日付けで台湾行政院農業委員会より野生動物（イタチアナグマ）において狂犬病の発生を確認した旨の公表があったことから、①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年厚生省令第 99 号）に基づく動物の輸入届出制度において、狂犬病が発生していないとして厚生労働大臣が指定する地域から台湾を削除する予定であること、②狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく台湾から輸入される犬等（犬、猫、アライグマ、きつね及びスカンク）の検疫の取扱いに関し、本日付けで別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課ではプレスリリースを行い、台湾を狂犬病の非清浄地域として扱うので、今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要があること等について、各都道府県、保健所設置市及び特別区の狂犬病予防担当課宛てに情報提供したので、本会会員に周知方協力を依頼されたものです。

本件のお問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：長野

TEL 03-3475-1601

事務連絡
平成 25 年 7 月 17 日

公益社団法人日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

台湾における野生動物の狂犬病の発生について (情報提供)

標記について、今般、別添 (写) のとおり、都道府県、保健所設置市及び特別区の狂犬病予防担当課あて情報提供したところです。

つきましては、本別添の内容についてご承知いただくとともに、貴会会員に対する周知方御協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。



写

事務連絡
平成 25 年 7 月 17 日

各 都道府県
政令市
特別区

狂犬病予防担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

台湾における野生動物の狂犬病の発生について（第一報）

今般、7月16日付けで台湾行政院農業委員会より野生動物（イタチアナグマ）において狂犬病の発生を確認した旨の公表がありました。

これを受けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法」という。）に基づく動物の輸入届出制度においては、狂犬病が発生していないとして厚生労働大臣が指定する地域から台湾を削除する予定です。なお、イタチアナグマについては、平成15年以降、感染症法に基づき、すべての国からの輸入を禁止しています。

また、狂犬病予防法（昭和25年法律247号）に基づく台湾から輸入される犬等（犬、猫、アライグマ、きつね及びスカンク）の検疫の取扱いに関し、本日付けで別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課よりプレスリリースがなされましたので、情報提供します。

今後、本件に関し、新しい情報が入りましたら、適時にお知らせします。

○厚生労働省ホームページ 狂犬病

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>

台湾における狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて

農林水産省は、本日（平成 25 年 7 月 17 日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

経緯

昨日（7 月 16 日（火曜日））深夜、台湾行政院農業委員会は、野生のイタチアナグマに由来する検体（脳組織）を検査した結果、狂犬病であることを確定診断した旨を公表しました。

対応

農林水産省は、本日（平成 25 年 7 月 17 日（水曜日））より、台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱います。

今後、台湾から犬等を輸入する場合は、非清浄地域からの輸入条件を参照し、狂犬病の予防接種や血液検査等を行う必要がありますので御承知おきください。

（参考）動物検疫所ホームページ 非清浄地域（指定地域以外）からの輸入条件

- ・ 犬、猫の日本への輸入（指定地域以外）

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-other.html>

- ・ きつね、あらいぐま、スカンクの輸入

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/fox.html>

過去 6 ヶ月以内に台湾から輸入された犬等を飼養されている方は、念のため、入国時から半年間は毎日の健康観察を行うよう御留意願います。

（参考）厚生労働省ホームページ 狂犬病

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>（外部リンク）

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：珠玖（しく）、眞子（まご）

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>